慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	集會條例質問錄 : 明治法制史料雜纂 (四)
Sub Title	The ministry's reply to questions for "regulation to public meeting" (1881)
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1961
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.34, No.6 (1961. 6) ,p.92- 110
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19610615-0092

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

集會條例質問錄

明治法制史料雜纂（四）

手塚豐

ここに紹介する「集會條例質問錄」は、法務圖書館の所藏で、司法省十三行罫紙四十七枚に筆寫された文書である。(1)

明治十三年四月五日から施行された集會條例（太政官布告第十二號）が、讒謗律（八年六月二十八日、太政官布告第一一〇號）、新聞紙條例（同前、太政官布告第一一一號）、出版條例（八年九月三日、太政官布告第一三五號）などと共に、民權論に對處した藩閥政府の彈壓的立法であつたことは、明治法制史上、著名の事實であり、本誌前々號に、その原型とみられる公會條例および公會罰則を紹介した折、私もまたその點に若干ふれたので、(2) ここではふたたびくりかえさない。

「集會條例質問錄」は、同條例施行直後、內務省あるいは各地方廳から太政官法制部(3)宛に寄せられた質問とそれに對する回答を集めたもので、十三年四月十日附靜岡縣令の伺を最初とし、同年五月二十二日附東京警視本署の伺まで、合計十八通の往復文書を收錄している。これらの質問は、同條例施行の衝にあたる行政官廳が、適用上の疑問點を問いただしたものであり、それに對する法制部の回答は、いわゆる「有權解釋」を明示したものであつて、同條例施行の實態を知るためには、寔に貴重な記錄といわねばならない。(4) ここにその全文を、覆刻、發表する所以である。

かつて小早川欣吾教授は、「明治法制史論」において、本資料と同名の「集會條例質問錄」を引用されたことがある。そして、教授の說明には「福井縣警部寺田某の書留にして同氏の舊藏書に依る」とある。(5) おそらく寫本と思われるが、本資料の轉寫本なのか、あるいは全くの別本で、書名のみ偶然に一致しているのか、いまそれを確めえない。また、教授は「集會條例擬議」と題する資料も利用さ

れているが、[6] これについても、私は全く知るところがない。小早川教授のあげておられる前掲二文献と、本資料との異同關係を明らかになしえないのは、寔に殘念である。[7]

(1) 當時の司法省が、法制局の文書を複寫して、執務の參考資料にしたものと思われる。

(2) 拙稿「『公會條例』および『公會罰則』草案」・本誌前々號六〇頁以下參照。

(3) 太政官法制部は、明治十三年三月三日、法制局の後身として設置されたもので「法律條例諸規則ヲ起草シ又ハ之ヲ改案シ及ヒ職制章程ヲ監査シ法律ヲ説明スルノ所」（十三年三月十八日太政官達第二十號）（傍點・手塚）の機關であった。從って集會條例の起草は、同部において行われ（おそらく法制局の時代から起案は開始されていたと思われるが）、またその「説明」も同部が擔當したのである。

(4) 本資料に集錄された質問、回答以後においても、法制部に對する諸行政官廳からの質疑はもちろん提出されたと思われるが、本資料にみられる回答のくりかえし――本資料中にもその傾向はすでにあらわれている――が多かったであろう。何故ならば、施行直後の質問應答で、同條例の重要な問題點は一應解明されつくしたと思われるからである。

(5)(6) 小早川欣吾「明治法制史論・公法之部」下卷・六三九頁。

(7) 高市慶雄編「明治文獻目錄」によると、阿部又郎「集會條例釋明」、畔上敎「改正集會條例明辨」の二著が、いずれも明治十五年に出版されている（九六頁）。これらは、十五年六月三日、集會條例が大幅に改正された以後（太政官布告第二十七號）の註釋書と思われるが、殘念ながら筆者未見である。從って、これらの著書が、本資料のごとき質疑應答をどの程度まで參照しているかはわからない。

前註(1) 原本には、質問と回答の間に、「參照」として質問に關連する集會條例の條文あるいは他の資料を挿入したものがある。集會條例の條文は、一括して前註(5)に掲載したので、それを省略した。他の「參照」は、回答の末尾に掲げた。

(2) 氏名の下の□または○は、原本における印判の輪郭を示す。複寫本であるから、輪郭しか書かれていない。

(3) ゴチは、朱書を示す。

(4) 各文書の番號および番號に附せられた記號は、各行政官廳のそれであるから、統一はない。

(5) 集會條例（抄）

第一條　政治ニ關スル事項ヲ講談論議スル爲メ公衆ヲ集ムル者ハ開會三日前ニ講談論議ノ事項講談論議スル人ノ姓名住所會同ノ場所年月日ヲ詳記シ其會主又ハ會長幹事等ヨリ管轄警察署ニ屆出テ其認可ヲ受クヘシ

第二條　政治ニ關スル事項ヲ講談論議スル爲メ結社スル者ハ結社前其社名社則會場及ヒ社員名簿ヲ管轄警察署

ニ届出テ其認可ヲ受クヘシ其社則ヲ改正シ及ヒ社員ノ出入アリタルトキモ同樣タルヘシ此届出ヲ爲スニ當リ警察署ヨリ尋問スルコトアレハ社中ノ事ハ何事タリトモ之ニ答辨スヘシ

第三條　講談論議ノ事項講談論議スル人員會場及ヒ會日ノ定規アル者ハ其定規ヲ初會ノ三日前ニ警察署ニ届出認可ヲ受クルトキハ爾後ノ例會ハ届出ニ及ハスト雖モ之ヲ變更スルトキハ第一條ノ手續ヲ爲スヘシ

第四條　管轄警察署ハ第一條第二條第三條ノ届出テニ於テ國安ニ妨害アリト認ムルトキハ之ヲ認可セサルヘシ

第五條　警察署ヨリハ正服ヲ着シタル警察官ヲ會場ニ派遣シ其認可ノ證ヲ檢査シ會場ヲ監視セシムルコトアルヘシ

第六條　派出ノ警察官ハ認可ノ證ヲ開示セサルトキ講談論議ノ届書ニ掲ケサル事項ニ亘ルトキ又ハ人ヲ罪戾ニ教唆誘導スルノ意ヲ含ミ又ハ公衆ノ安寧ニ妨害アリト認ムルトキ及ヒ集會ニ臨ムヲ得サル者ニ退去ヲ命シテ之ニ從ハサルトキハ全會ヲ解散セシムヘシ

第七條　政治ニ關スル事項ヲ講談論議スル集會ニ陸海軍人常備豫備後備ノ名籍ニ在ル者警察官官立公立私立學校ノ教員生徒農業工藝ノ見習生ハ之ニ臨會シ又ハ其社ニ加入スルコトヲ得ス

第八條　政治ニ關スル事項ヲ講談論議スル爲メ其旨趣ヲ廣告シ又ハ委員若クハ文書ヲ發シテ公衆ヲ誘導シ又ハ

他ノ社ト連結シ及ヒ通信往復スルコトヲ得ス

第九條　政治ニ關スル事項ヲ講談論議スル爲メ屋外ニ於テ公衆ノ集會ヲ催スコトヲ得ス

第十一條　第二條ノ規程ニ背キ社則或ハ社員名簿或ハ改則社員ノ出入ヲ定期ニ於テ警察署ニ届出テス又ハ尋問スル所ノ事項ヲ開答セサルトキ社長ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處シ僞作ノ社則又ハ名簿ヲ届出テ或ハ尋問ヲ得テ僞答スルトキ社長ハ右罰金ノ外尙十一日以上三月以下ノ禁獄ニ處ス

第十三條　派出ノ警察官ヨリ解散ヲ命シタル後尙退散セサル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金若クハ十一日以上六月以下ノ禁獄ニ處ス

第十四條　第七條ノ制限ヲ犯シタルトキ會主會長及ヒ社長幹事ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金若クハ十一日以上三月以下ノ禁獄ニ處シ其他情狀ノ重キモノアレハ其社ヲ解散セシム其制限ヲ犯シテ入社シ又ハ臨會スル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十五條　第八條ノ制限ヲ犯シタルトキ會主會長及ヒ社長幹事ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金若クハ一月以上一年以下ノ禁獄ニ處シ其社ヲ解散セシム此事ニ關スル者モ亦同罪ニ處シ脅迫スル者及ヒ罪再犯ニ當ル者ハ十圓以上百圓以下ノ罰金若クハ二月以上二年以下ノ禁獄ニ處シ其社長幹事ハ一年以上五年以下結社又ハ入社ヲ禁ス

警第三百七十五號

本年第拾二號公布集會條例第一條第二條ニ政事ニ關スル事項ト有之ハ講談論議スル事項ノ趣意概略ヲ記載爲屆出候義ト相心得可然哉又ハ單ニ標題ノミヲ記載爲致候儀ニ候哉

一同條例第七條ニ臨會ト有之ハ會場ニ於テ臨時講談論議スルコトヲ指シタル義ニシテ傍聽者ヲ指シタル義ニハ無之義ト相心得可然哉

右條々疑義ヲ生シ候間及御質問候至急御明示ヲ仰候也

明治十三年四月十日　　靜岡縣令　大　迫　貞　清

法制局長(註)寺島宗則殿

(手塚註)　法制局は十三年三月三日に廢局、その事務は法制部に引きつがれていた。大迫縣令はこの點を間違えたのであろう。

回答

本月十日附質問集會ノ義ハ左ノ通

第一條　第一條ニ於テ屆出ツヘキ講談論議ノ事項ハ其趣意概略ヲ解シ得ルニ止ル第二條ノ屆出テニ於テ不分明ノ事アレハ更ニ尋問スヘシ

第二條　臨會スルヲ得サルトアルハ講談ト傍聽トヲ問ハス其會場ニ臨ムヲ得サルノ趣意ト思考ス

右及回答候也

集會條例

第七條臨會シ又其社ニ加入云々トアリ臨會トハ傍聽スルコトモ出來サルコトナルヤ至急指令アレ

明治十三年四月十二日　　大坂府知事　渡　邊　昇

法制部

御中

回答

集會條例質問御意見ノ通

第千九百一號

集會條例第三條ニ講談論議ノ事項云々トアリ右事項トハ講談論議ノ題目ニ候哉若クハ草按ニ候哉又同條中ニ定規アル者云々トアリ假令社員ノ者集會ト雖モ其事項ヲ變更スルトキハ認可ヲ得ヘキ義ニ候哉

右ノ廉々詳細御示教有之度此段及御問合候也

明治十三年四月廿日　　中警視　石井邦猷（註）

法制部

書記官御中

（手塚註）　石井中警視は、東京の警視局勤務である。

回答

本月廿日附御質問集會條例第三條ノ義ハ左ノ通

前項ハ題目又ハ草案ニ拘ハラス其事項ヲ解シ得ルニ止ル後項ハ其見解ヲ以テ允當トス

右及回答候也

警察第三十八號

今般第拾二號ヲ以テ集會條例公布相成候處條例中聊疑團ヲ生シ候廉モ有之候ニ付左ノ條々相伺候條至急何分ノ御指令有之度候也

第一條　該條例第一條二行中講談論議ノ（事項）云々ト有之右事項トハ如何ナル見解ヲ下スヘキヤ或ハ之レヲ論議ノ大體普通標題ノ如キ旨趣ト解スルカ又ハ其論議全體全文ノ考案ト解シ可然乎

但若シ本文事項ハ單ニ其論議ノ大體旨趣ト解スヘキトキハ或ハ國ノ安寧ヲ害スヘキヤ否ヤ等ヲ檢スルニ充分ナラサルモノハ其全文ヲ固ケ出テシムルコトモ有之不苦哉

第二條　第七條末行中（臨會）シ云々ト有之臨會トハ其會主會員其他集會ニ關渉スヘキモノトナルコトヲ得サルコトニシテ聽客タルハ不苦義ニ心得可然乎

第三條　第九條本條ニハ特（まま）リ罰例アルナシ若シ本條ニ違犯ノ者有之ニ於テハ違令式等ニモ問フヘキ義ニ心得可然乎

第四條　右條例御發行ニ就テハ明治十一年第二十九號集會取締ノ公達（註）ハ自ラ消滅シタルモノト心得可然乎

第五條　公然公衆ヲ集會セサルモ數十人又ハ數百人相集會シ親睦會又ハ懇親會ト唱ヘ其實議長幹事等ヲ撰定シ起立法ヲ以テ政事ニ關スル事項ヲ論議スルモノ有之ニ於テハ該條例ニ依リ處分致シ可然乎

明治十三年四月十六日　　岡山縣令　高崎五六□

太政官

法制部

御中

（手塚註）　明治十一年七月十二日太政官達第二十九號

近來地方ニ於テ國事政體ヲ談論スルノ目的ヲ以テ何某社ト稱シ或ハ演說會ヲ開キ多衆聚合スル者有之趣相聞ヘ右ハ警察官ニ於テ視察ヲ加ヘ萬一其擧動民心ヲ煽動シ國安ヲ妨害スルニ渉リ候者ト看認候節ハ東京府下ハ警視長官各地方ハ其長官ヨリ令禁止

其事情ヲ具ヘ内務卿ヘ可屆出此旨相達候事

回答

本月十六日附質問集會條例ノ義ハ左ノ通

第一條　標題又ハ考案ニ拘ハラス其事項ヲ解シ得ルニ止ル

第二條　集會ニ關渉スルト聽客トヲ問ハス都テ會場エ臨ムヲ得サルモノトス

第三條　之ヲ解散セシムルニ止ル

第四、五條　其見解ヲ以テ允當トス

右及回答候也

岡山縣ヘ回答　明治十三年六月十一日

集會條例ノ儀ニ付本年四月十六日付質問第四例ノ回答ハ不都合ノ廉有之左ノ通改正候也

第四條　廢止ノ達無之ニ付消滅ト看做ヘカラス

乾警第二百八十五號

集會條例中疑惑ノ廉左ニ及御質問候至急御回答有之度候也

一第六條中集會ニ臨ムヲ得サル者退去ヲ命シテ之レニ從ハサルトキハ其會主會長等ニ退去セシムベキコトヲ命シ會主等之レニ從ハサルトキ全會ヲ解散スルノ義歟又ハ直ニ臨會スルヲ得サルモノニ退去ヲ命シ其者之ニ從ハサルニ於テハ全會ヲ解散セシムル義歟

一第七條中警察官トハ警視警部巡査ノ官名職名アルモノヲ指シ警視屬御用掛雇ノ者ハ包含セサル歟

一同條中農業工藝ノ見習生トハ官私立ノ該學校又ハ試驗場等ニ在ルモノヲ云フ歟

一第十三條中派出ノ警察官ヨリ解散ヲ命シタル後尚退散セサル者トアル退散ハ會主等ノ其命ニ從ハサルトキト直チニ臨會スルヲ得サル者ニ退去ヲ命シ其者退去セサルトキト二ツニ掛リタル義ナル歟

内務卿松方正義代理

明治十三年四月十九日　内務少輔　品川彌二郎

法制部

御中

回答

本月十九日附質問集會條例ノ義ハ左ノ通

第一項　前段ノ見解ヲ以テ允當トス

第二項　警視以下警部補以上ヲ指稱スルモノトス

但巡査ハ警察官ニ準シ可然義ト思考ス

第三第四項　其見解ヲ以テ允當トス

右及回答候也

參照

明治九年四月司法省達第四十八號及達第五十九號達（ママ）

司法警察假規則中

第三條　司法卿ノ命ヲ受ケ司法警察ノ事ヲ行フノ官左ノ如シ

第一　檢事及檢事補

第二　地方警部及警部補

第十三條　現行ノ重犯アリテ巡査見知シタルトキハ急飛脚ヲ以テ司法警察官ニ報シ犯人ヲ追拿シ屍體若クハ云々

警第二百五十九號

一集會條例第四條中國安ニ妨害アリト認ムルトキハ之ヲ認可セサルヘシト有之候處右ハ最初第一第二第三條ノ手續ヲ爲スニ事項ノ題目ノミヲ記載屆出ルモ右判別難相成ニ付其事項ノ旨趣ヲ一々論說ニ記載屆出サセタル後國安ニ妨害アルヤ否ヲ審査ノ上認可候義ト相心得可然哉

一第五條會場ヲ監視セシムル事ト有之候處右ハ開會中每日警察官於テ始終監臨爲致候テハ僅少ノ官員ニテ部內數ケ所開會スルモノアルニ當リテハ差支可有之ニ付時々會場ヲ監視ノ爲メ派遣セシムルモ差支無之筋ニ候哉

一第七條集會ニハ陸海軍人常備豫備後備ノ名籍（ママ）ニ在ル者警察官々立公立私立學校ノ教員生徒農業工藝ノ見習生ハ之ニ臨會スルヲ得サルコトニ候處其臨會トアルハ該會場中ヘ臨席聽聞致シ候義ハ相成ラサル義ニ候哉又ハ會場ニ臨ミ自ラ論議スル等ノ事ハ不相成義ニ候哉

一第八條講談論議スル爲メ其旨趣ヲ廣告スト有之候處右ハ其旨趣ヲ大略記載ノ上廣告スル義ニ候哉然ラハ其論題ノミヲ廣告スル等ノ事ハ差支無之筋ト相心得可然哉

右ノ條々及御質問候至急御明示有之度候也

明治十三年四月廿日　　千葉縣令　船越衞

太政官法制部

參議　大木喬任殿

參議　山田顯義殿

回答

本月廿日附質問集會條例ノ義ハ左ノ通

第一項　題目又ハ論說書ニ拘ハラス其事項ヲ解シ得ヘキモノニ就キ

審査スルモノトス

第二項　其見解ヲ以テ允當トス

第三項　聽聞ト論議トヲ問ハス都テ會場ニ臨ムヲ得サルモノトス

第四項　論題ト雖モ廣告スルヲ得サル義ト思考ス

右及回答候也

集會條例ノ質議

第一條　集會條例第一條ノ場合ニ於テ會主又ハ會長等ヨリ屆出ル書面ニ講談論議ノ事項トアルハ題目ノミヲ云フ歟又ハ其趣意ヲ詳記セシムル儀ナル哉

第二條　條例第二條ノ場合ニ於テ結社ノ許可ヲ得タルモノ公衆ヲ集メス其社員ノミ講談論議スル時ト雖モ其都度必ス警察官吏監臨視察スヘキ儀ナル歟

第三條　同第四條ニ國安ニ妨害アリト認ムルトキハ之ヲ認可セサルヘシトアルハ凡ソ左ノ事項ニ依ル儀ト心得可然哉

一　人民ヲ教唆煽動シテ國法ヲ怨忌セシメ或ハ官吏ヲ疾視セシメ又ハ政府ヲ怨望セシムルノ類

一　秘密ノ誓約

一　强訴ノ企

一　嘯聚ノ類

第四條　同第五條ニ正服トアルハ明治八年十一月百九十四號公達ノ正服ト心得可然哉果シテ然ラハ通常會場ニ監臨視察スルトキト雖モ必ス該正服ヲ著用スル儀ナル哉

第五條　同第六條ニ警察官トアルハ單ニ警部巡査ヲ指スモノニテ其他行政官司法官郡區吏警察用掛諸雇ノ如キハ此限ニアラサル哉

第六條　同第七條ニ農業工藝ノ見習生トアルハ商法講習所等ノ見習生ヲモ總稱スルモノナル哉

第七條　同第七條ニ之ニ臨會シトアルハ客員トナリテ講談論議スルヲ云フ儀ニテ其會場ニ至リ聽聞スルコトヲモ得サル譯ニハ無之哉

第八條　同第八條ニ政治ニ關スル事項ヲ講談論議スル爲メ其旨趣ヲ云々委員若クハ文書ヲ發シ公衆ヲ誘導シトアルハ例(ママ)ヒハ國會開設建言ノ爲メ又ハ縣治上縣令ノ定メタル條規ニ對シ其得失當否ヲ陳白若クハ論談スル爲メニスルガ如キ苟モ政治ニ多少ノ關係アル所爲ハ總テ本條ニ依ルヘキ主義ナルヤ

第九條　同第九條ニ屋外ニ於テ公衆ノ集會ヲ催スコトヲ得ストアルハ路上ニ立テ講談スルガ如キモ無論相成ラサル儀ナル哉

第十條　同第十一條ノ場合ニ於テ屆出タル社則若クハ社員名簿ニ相違アルモ事誤謬ニ係ルモノハ處罰ノ限ニアラサル哉

第十一條　同第十五條ニ其社ヲ解散セシムトアルハ法衙ノ處分ニ付

スヘキヤ又ハ警察官ヨリ直ニ解散ヲ命スヘキ哉

第十二條　同第十五條中結社セスシテ一人若クハ數人第八條ノ制限ヲ犯シタルトキハ此事ニ關スル者モ亦同罪ニ處シトアルニ依リ處分スヘキ哉

第十三條　同第十五條中脅迫スル者トハ例ヘハ國會開設願望ノ建言書ニ强テ連署調印セシメ又ハ恐喝威力ヲ以テ同盟入社セシムルノ類ナル哉

第十四條　此條例ニ政治ニ關スル事項トアルハ日本帝國ノ政治上ニ止ラス汎ク內外ノ政治ニ關スル事項ヲモ講談論議スルモノヲ云フ主義ナル哉

第十五條　國事政體ヲ談論スルニアラスシテ專ラ講學又ハ智識ヲ弘ムル爲メニ演說若クハ論議スル者ハ此集會條例ニハ關セサルモノト心得可然哉

今般集會條例公布相成候處條例中立法ノ趣旨解シ兼候ニ付前條々ノ通相伺候間極々至急御辯明被降度候也

明治十三年四月十五日　　石川縣令　千坂高雅

太政官法制部

御中

回答

本月十五日附質問集會條例ノ義ハ左ノ通

第一條　題目ト趣意書トニ拘ラス其事項ヲ解シ得ルニ止ル

第二條　警察官ノ見込ニ任セ必スシモ監臨視察スルニ及ハス

但結社ノ者他ノ公衆ヲ集ムルトキハ更ニ第一條ノ手續ヲ爲サシムルハ勿論ト雖モ監臨視察スルハ本文ノ通

第三條　國安ニ妨害アルノ事項ハ豫メ定メカタシ

第四條　其見解ヲ以テ允當トス

第五條　警部補以上ヲ指稱スルモノトス

但巡査ハ警察官ニ準スヘキ義ト思考ス

第六條　法ニ明文ナキニヨリ規則第七條ノ限リニアラス

第七條　客員ト聽聞トヲ問ハス總テ會席ニ臨ムヲ得サルモノトス

第八、九條　其見解ヲ以テ允當トス

第十條　實際ノ形狀ニヨリ豫メ定ムヘキモノニアラス

第十一條　後段ノ見解ヲ以テ允當トス

第十二條以下各條　其見解ヲ以テ允當トス

但第十四條中外國ノミニ關スル事項ハ此限ニアラス

右及回答也

本署甲第四百二十七號

集會條例御說明之儀

第一條　本年第拾二號公布集會條例第七條中農業工藝ノ見習生トアルハ何等ノ者ヲ指シ候儀ニ候哉

第二條　同條例中他ノ社ト連結スル能ハサルハ勿論ノ義ニ候得共若シ爰ニ一社ヲ結ヒ而シテ此支社ヲ設ケ卽何社ノ支社ト稱シ社員ヲ結ヒ講談論議スルニ本社員並ニ支社員ト相往來シ講談論議スルモ差支無之筋ニ可有之哉

但シ支社結社屆ノ節本社員ノ人名ヲ記載シ屆出タルモノナリ

第三條　甲社員ニシテ乙社員トナリ又ハ丙丁戊等數社ノ社員トナリ終ニ全國ノ各社一團結ノ姿トナルモ條例中禁止ノ明文ナキヲ以差支無キ儀ト心得可然哉

右御說明有之度候也

明治十三年四月廿六日　神奈川縣令　野村靖

太政官法制部

御中

回答

本年四月廿六日附質問集會條例ノ義左ノ通

第一條　官私立ノ農工學校又ハ製作所試驗場等ニ在ル者ヲ云フ

第二條及第三條　本例第八條末文ノ精神ニ依リ不相成儀ト思考ス

右及回答候也

附箋―手塚註）

神奈縣（ママ）質問第二條及第三條ノ回答文案內務省並使府縣東京府ヲ除クヘ通達アリ

參照

明治十三年四月十九日附內務省質問抄出

第三項　同條集會條例第七條ヲ云フ中農業工藝ノ見習生トアルハ官私立ノ該學校又ハ試驗場等ニ在ル者ヲ云フ哉

本部回答抄出

第三項　其見解ヲ以テ允當トス

（內務省質問の全文は前掲―手塚註）

警第三十五號

集會條例之義ニ付質議

第一條　集會條例第二條ニ依リ結社スル者ニ於テ分社若クハ支社等ノ名義ヲ設ケ各地ニ分置致度旨屆出ル者アルモ既ニ會場ヲ殊（ママ）ニスル上ハ法律上ニ於テ之ヲ各別ノ者ト見做シ同條例第八條他ノ社ト連結スルヲ得サルノ法文ニ依リ認可ヲ與フ可カラサル歟果シテ然

集會條例質問錄

ラハ會場ヲ各地ニ分置スルヲ屆出ルモ又分社ト其實ヲ同フスルニ付之ヲ認可セス會場ハ一社一ヶ所ニ限ル者ト解釋シ可然哉

第二條　集會條例第五條第六條ニ揭ケタル警察官ハ警部以上ト信シ候得共第七條ノ警察官ニ到テハ少ク疑ナキ能ハス然レトモ既ニ警察官トノミ揭ケラレシ上ハ巡査ハ其範圍外ニ屬シ隨意ニ臨會又ハ結社入社スルヲ得ルモノト解釋シ可然哉

右至急御說明ヲ乞ヒ候也

明治十三年四月二十七日

高知縣少書記官　田邊輝實

令北垣國道代理

太政官

法制部

御中

回答

本年四月廿七日附質問集會條例ノ儀ハ左ノ通

第一條　其見解ヲ以テ允當トス

第二條　警部以上ヲ指稱スルモノトス

但巡査ハ警察官ニ準スヘキ儀ト思考ス

右及回答候也

參照

十三年四月十九日內務省質問抄出

一第七條中警察官トハ警視警部巡査ノ官名職名アルモノヲ指シ警視屬御用掛雇ノ類ハ包含セサル歟

回答

警視以下警部補以上ヲ指稱スルモノトス

但巡査ハ警察官ニ準シ可然ト思考ス

（內務省質問の全文は前揭—手塚註）

警第七十一號

一項（欄外書入、以下同じ—手塚註）

一集會條例第一條政治ニ關スル事項ヲ講談論議スル云々トアリ然レハ農工藝等ノ如キ其技術ヲ研究錬磨スル目的ヲ以テ公衆ヲ集ムルモノハ固ヨリ其目的ヲ異ニスルニ付該條例外ト見做スヘキモノナル哉

二項

一同條中講談論議ノ事項ヲ屆ケ出認可ヲ受クルトアリ其事項トハ論題ニ比シキ項目ナルカ或ハ其演說ノ眼目タル趣意ヲ摘錄スルカ或

ハ其全說ヲ詳悉記載スルモノナル哉

三項

一同條例第五條警察署ヨリハ正服ヲ着シタル警察官ヲ派遣シトアリ其正服トハ徽章アル制服ノ謂ナリヤ將タ他ニ正服ト指稱スヘキモノアル哉

四項

一同條例第六條講談論議ノ屆書ニ揭ケサル事項ニ亘ルトハ全ク他項ニ亘ルノ謂ニシテ本說ヲ敷衍辯論シ或ハ比喩枝葉ニ及フ等ノ謂ニ非サルヘシ果シテ然ル哉

五項

一同條中集會ニ臨ムヲ得サルモノニ退去ヲ命シテ云々集會ニ臨ムヲ得サルモノトハ會員トナルヲ得サルノ義歟將タ傍聽ヲナスヲ得サルノ謂歟若シ臨會ヲ以テ傍聽トナストキハ一ノ傍聽者ニ退去ヲ命シ之レニ從ハサルトキハ全會ヲ解散スルノ趣意ナル哉

六項

一同條例第七條政治ニ關スル事項ヲ講談論議スル集會ニ陸海軍人常備豫備後備ノ名籍ニ在ル者警察官々立公立私立學校ノ教員生徒農業工藝ノ見習生ハ之レニ臨會シ又ハ其社ニ加入スルヲ得ストアリ然レハ之レニ明示セサル他ノ官吏及準官吏ハ限外ナリ哉

七項

第六條(ママ)(註)同條例第八條其旨趣ヲ廣告シ云々其旨趣トハ其說ノ旨趣ニシテ其演說スヘキ題號ハ之レニ包含セサルモノナル哉

八項

第七條(ママ)同條例第九條屋外ニ於テ公衆ノ集會ヲ催スヲ得ストアリ而シテ之レヲ犯シタルモノヽ罰則ヲ見スト雖モ固ヨリ警察官ニ於テ認可セサルモノナレハ違犯者ハ第一條ニ違背スルモノト爲シ第十條ノ罰ヲ科スルノ趣意ナル哉

九項

第八條(ママ)同條例第十三條解散ヲ命シタル後尙退散セサルモノハ貳圓以上二拾圓以下ノ罰金云々トアリ其解散ヲ命シテ尙退散セサレハ衆多ノ傍聽人各自ニ罰スル歟將タ會主會長幹事等ニ止マルノ趣意ナルヤ

十項

第九條(ママ)同條例第十四條其制限ヲ犯シテ入社シ又ハ臨會スルモノハ貳圓以上貳拾圓以下ノ罰金ニ處ストアリ同條例第七條ニアル臨會ヲ傍聽者トナストキハ之レヲ退去セシメタルノミナラス又本條ノ罰ヲ科スルノ趣意ナル哉

右ハ本年四月第拾二號公布集會條例疑義ノ廉及質問候條至急御辯明有之度候也

明治十三年四月廿九日　　埼玉縣令　白根多助

太政官
法制部
御中

（手塚註）　この項から、急に「第六條」となつているが、欄外の書入れのごとく「七」項が正しい。「條」を使うとしても「第七條」とすべきである。以下、條文數が一つずつ違つている。

回答

本年四月廿九日附質問集會條例ノ儀ハ左ノ通

第一項　其見解ヲ以テ允當トス

第二項　題目摘錄等ニ拘ハラス其事項ノ主旨ヲ解シ得ルニ止ル

第三項　徽章アル制服ヲ指シタルナリ

第四項　其見解ノ通

第五項　會員ト傍聽トヲ問ハス總テ會場ニ臨ムヲ得サル義トス若シ其者臨會スルトキハ之ヲ退去セシムヘキ旨ヲ會主會長等ニ命シ會主會長等其命ニ從ハサルトキハ全會ヲ解散セシムヘキモノトス

第六項　其見解ノ通

第七項　題號ト雖モ廣告スルヲ得サルモノトス

第八項　之レヲ解散セシムルニ止ル

第九項　會主會長及社長幹事等ト傍聽人トヲ問ハス解散ヲ命シタル後尚ホ退散セサルモノヲ罰スヘキモノトス

第十項　其見解ノ通

右及回答候也

天第九百九十二號

太政官第十四號ヲ以テ御達相成候集會條例中判然了解相成兼候條件左ニ及御問合候

第一　會主ニシテ會長幹事等ヲ兼ネ又ハ講談論議スルノ人ト相成候義ハ不苦候歟

第二　某ノ論議社員ニシテ條例第一條ノ會主及會長幹事其他ノ會員ト相成リ又ハ甲乙社員申合セ一ノ會場ヲ開キ卽チ其會主及會長等ト相成候義ハ不苦候歟

第三　甲地居住ノ者乙地ノ某社ニ加入シタルトキハ本住地所轄ノ警察署ニハ別段屆出ニハ不及候歟

第四　條例第六條ニ（前略）全會ヲ解散セシムヘシト有之ハ當日ノ集會ヲ解散セシムルニ止ル義歟將タ該會ノ認可ヲ取消スノ意ニシテ尚其認可日ノ餘リアルモ再會セシムルコトヲ差止ル義ニ候歟

第五　條例第七條ニ（前略）之ニ臨會シ云々右臨會トハ其會員トナ

ルノ義ニシテ聽衆ノコトニハ有之間敷候歟

第六　條例第八條ニ（前略）其趣旨ヲ廣告シ云々右趣旨トハ其會ヲ開キ社ヲ結フノ趣旨ヲ指シタル義候歟

第七　會場ニ臨檢スル警察官吏ハ假令房室内ト雖モ脫帽ハ勿論脫帽ニモ及ハサルモノニ候歟

第八　條例違犯ノ者ヲ警察官吏ニ於テ糺治中逃走ノ虞アルカ否サルモ親戚隣佑等ニ保管セシムルコト不相成場合ニ於テハ警察署ノ拘留所ニ留置不苦候歟

右差懸候義モ有之候條至急御回示相成度候也

明治十三年四月二十日　愛知縣令　國貞廉平

内閣書記官

御中

回答

本年四月廿日附質問集會條例ノ義ハ左ノ通

第一項　法ニ制限ナキヲ以テ不苦儀ト思考ス

第二項　本月七日附通達ノ通（通達文は後掲―手塚註）

第三項　其見解ノ通

第四項　後段見解ヲ以テ允當トス

第五項　會員ト傍聽トヲ問ハス總テ會場ニ臨ムヲ得サルモノトス

第六項　講談論議スル事項ノ旨趣ヲ云フ

第七項　脫帽スルニ及ハスト雖モ脫沓ハ場所ニヨリ用捨スヘキモノトス

第八項　不苦儀ト思考ス

右及回答候也

明治十三年五月十日

保第二十二號

今般御頒布相成候集會條例中疑義之廉左ニ及御質問候

一第五條中警察官トアルハ無論警部巡査ヲ總稱セルモノト心得可然哉

一第七條中公私立學校教員生徒云々トアリ私塾私舍校名ヲ稱セサル等ニシテ生徒ヲ教育スルモノモ私立學校ニ包含セルモノト心得可然哉

一同條中臨會トアルハ傍聽モ不相成義ト心得可然哉

一本月六日附第十三號公布（註）ニ從前集會結社候者モ右條例ニ依リ可屆出トアリ右ハ政治ニ關スル事項ヲ講談論議スル集會ノミト相心得可然哉又ハ公衆ヲ集メ講談論議スルモノハ政治ニ關セサルモ該條例ニ依リ可屆出義ニ候哉

右御明示被下度候也

集會條例質問錄

明治十三年四月廿八日　大分縣令　西村亮吉

太政官
法制部
御中

回答

本年四月廿八日附質問集會條例ノ義ハ左ノ通

第一項　警部補已上ヲ指稱スルモノトス
　但巡査ハ警察官ニ準スヘキ義ト思考ス

第二項　校名ヲ稱セサルモ教育令第二十三條ニ依リ教則ヲ開申シタル塾舍ハ包含スルモノトス

第三項　其見解ノ通

第四項　政治ニ關スル講談ノ集會ノミト思考ス

右及回答候也

（手塚註）　太政官布告第十三號　明治十三年四月六日
今般第十二號布告ノ通集會條例被定候ニ付テハ從前集會結社候者モ右條例ニ依リ更ニ屆出ヘシ此旨布告候事

天第千百七十三號

太政官第十二號ヲ以テ御達相成候集會條例第九條屋外ニ於テ公衆ノ集會ヲ催スコトヲ得スト有之右ハ其旨趣ニ背戻シ若シ屋外ニ於テ集會ヲ催スモノアルヲ見認ムルトキハ直ニ違令ニ問罪スヘキ者ニ候哉又ハ唯其解散ヲ命シ之ニ從ハサルトキハ條例第十三條ニ依リ處分スル義ニ候哉罰例無之了解致シ難ク依テ及御問合候條至急何分ノ御明示相成度候也

明治十三年五月六日　愛知縣令　國貞廉平

内閣書記官
御中

回答

本月六日附質問集會條例第九條ノ義ハ之ニ解散ヲ命シ若シ之ニ從ハサルトキハ例第十三條ニ照シ處分スヘキモノトス

右及回答候也

參照

明治十一年第二十九號達

（前掲につき省略―手塚註）

天第千二百二號

本年太政官第十二號ヲ以テ集會條例御發行相成候ニ付テハ明治十一年第二十九號公達ハ自然消滅セシモノ歟又ハ集會條例ト併行スヘキモノニテ條例中明文ハ無之モ該例第六條ノ場合ニ臨ミ其擧動民心ヲ煽動シ國安ヲ妨害スルニ渉ルモノハ禁止ノ令ヲ發シ不苦筋ニ候哉聊カ疑議ヲ生シ目下處分方ニ差支候條至急何分ノ御答議相成度此段及御稟議候也

明治十三年五月八日　　愛知縣令　國貞廉平

内閣書記官御中

回答

本月八日附質問集會條例發行ニ付明治十一年第二十九號達ノ儀ハ該例ニヨリ自ラ消滅シタルモノトス

右及回答候也

愛知縣ヘ回答　明治十三年六月十八日

集會條例ノ儀ニ付本年五月八日附質問回答ハ不都合ノ廉有之左ノ通改正候也

廢止ノ達無之ニ付消滅ト看做スヘカラス

集會條例質問錄

警察第四十八號

本月十六日付ヲ以テ集會條例中疑團ノ廉々相伺候處夫々御明示相成就中第五條ニ親睦會又ハ懇親會ト唱ヘ數十人或ハ數百人相集會シテ其實議長幹事等ヲ撰定シ起立法ヲ以テ政事ニ關スル事項ヲ論議スルモノ有之ニ於テハ該條例ニ依リ處分致シ可然乎云々相伺候處（其見解ヲ以テ允當トス）ト御指示相成「然ルニ議長幹事等ヲ撰定スルニアラス毫モ會議法ニ依ラスシテ其名義ヲ親睦又ハ懇親會ト稱シ實際ニ於テハ政事ノ得失ヲ論議スルモノ」「又ハ論議決定ノ上連署建白等ノ擧動ニ及フ者有之時ハ其集會人員ノ多少ト會場ノ如何ニ論ナク該條例ニ依リ處分致シ可然乎」「若シ果シテ然ル時ハ國安妨害ノ說ニ非ラサレハ連署建白等ノ擧動ニ及フト雖モ不問ニ措キ可然哉」右三項更ニ疑團ヲ生シ候ニ付相伺候條至急何分ノ御明示相成度候也

明治十三年四月三十日　　岡山縣令　高崎五六

太政官

法制部

御中

回答

本年四月三十日附質問集會條例ノ儀三項共認可ヲ受ケス政事ニ關シタル事項ヲ論議スル爲メ集會シタルモノナルニ付其建白書ノ國安ニ

妨害アルト否トヲ問ハス總テ例第十條ニ依リ處分スヘキモノトス右及回答候也

警察第四十五號

集會條例疑團ノ廉伺

今般御頒布相成候集會條例第八條ノ精神ヲ玩味スルニ該條ハ全ク民心ヲ煽動シテ廣ク連結セシムルノ勢ヲ裁制スルノ法章ナラン然ルニ本條二行中ニ他社云々ト有之試ニ之レカ見解ヲ下ストキハ譬ヘハ愛國社ト云ヒ或ハ立志社ト云ヒ各其社名ト社旨ヲ異ニシ獨歩自立セシモノヲ指スニ外ナラス若シ果シテ然トセハ茲ニ政治上ニ關スル一社アリ本社ヲ東京ニ建テ其支社ヲシテ長崎ニ大坂ニ其他各府縣ニ配置シ互ニ通信往復シテ相連結スルモノアリト雖モ又如何ントモス可カラサルモノヽ如シ何トナレハ單ニ他社トアルヲ以テナリ若シ如斯ナリトセハ假令右等ノ法章アルモ啻贅法徒章ニ屬スルノミナラス却テ連結ノ勢ヲ釀成スルノ具タルニ過キス夫レ豈ニ法意ノ然カルモノト謂フヲ得ンヤ而シテ又見ヲ一方ニ轉シ假令其社旨ト社名ハ同一ナリト雖モ其場所ト社員トヲ異ニスル以上ハ全ク他ノ社ト見做シ第八條ノ法例ヲシテ適用セシムルモノト解センカ法律ニ明文ナキモノヲシテ只法意ノ推測上ヨリシテ之レヲ活用スルトキハ濫刑ノ弊ニ陷ルノ恐レアリ右ハ如何相心得可然乎疑儀決シ兼候間至急何分ノ御明示有之度此段相伺候也

明治十三年四月廿八日　岡山縣令　高崎五六

太政官
法制部
御中

回答

本年四月二十八日附質問集會條例之儀ハ本月七日附通達ノ通右及回答候也

五月十五日

参照

内務省並使府縣東京府ヲ除クヘ通達（註）按明治十三年五月七日附

集會條例質問ノ儀ニ付神奈川縣ニ左ノ通及回答候條爲心得此段及通達候也

神奈川縣質問

（前掲四月廿六日附神奈川縣質問第二條第三條と同じ故省略す―手塚註）

回答

（同前に對する回答に同じ故省略す―手塚註）

（手塚註）　東京の警視局は、當時内務省の直轄下にあつたから、東京府だけが除外されたのである。

第六百廿一號

集會條例第七條中農業工藝ノ見習生ハ之ニ臨會シ又ハ其社ニ加入スルコトヲ得スト有之候處其臨會ト云フハ講談論議スル場所ニ立入傍聽スル儀モ不相成儀ニ候哉且農業工藝ノ見習生トハ實際何等ノ者ヲ指テ見習生ト稱スヘキヤ假令ハ製絲會社等ノ如キハ官ノ認可ヲ得タル一ツノ工場等ニテ其工業ヲ修行スル者ヲ指スカ又ハ一家一人ノ弟子則チ大工職ノ弟子ノ如キモ又工藝ノ見習生ト見做シ可然乎

同條例第八條中政事ニ關スル事項ヲ講談論議スル爲メ其趣旨ヲ廣告シ云々ト有之候處其趣旨トハ國會論又ハ何々論トカ論題ヲ掲ケルモ不相成儀ト心得可然哉

右御辯明有之度候也

明治十三年五月十四日

福島縣令山吉盛典代理

福島縣大書記官　中　條　政　恒

太政官

集會條例質問錄

法制部

御中

回答

本月十四日附質問集會條例ノ義ハ左ノ通

第一項　前段臨會云々ハ其見解ノ通後段農業工藝ノ見習生トハ官私立ノ學校又ハ製作所試驗場等ニアルモノヲ云フ

第二項　其見解ヲ以テ允當トス

右及回答候也

第一條

一爰ニ政治ニ關スル事項ヲ講談論議スル爲メ一社ヲ創立セント欲スル同志者數十名アリ集會條例ヲ遵奉シ其社名社則會場等ヲ撰ヒ所轄警察署ニ屆出ツヘキ手續等ヲ議定センカ爲メ酒樓又ハ旅舍等ニ集合スルカ如キハ豫メ其所轄警察署ニ屆出認可ヲ受クルニ及ハサルヤ

第二條

一政治ニ關スル事項ヲ講談論議スル爲メ他ノ社ト連結シ及通信往復スルコトヲ得サルハ集會條例第八條ニ載セテ明文アリト雖モ他ノ

集會條例質問錄

社ト連結スルニ非スシテ各府縣ノ同志者東京ニ於テ前第一條ニ等シキ會議ヲ開キ其會場ノ門柱ニ地方聯合會創立假事務所ト書セル標札ヲ揭ケ又ハ其名義ヲ以テ各府縣ノ同志者招集ノ文書ヲ發スルカ如キハ集會條例第八條ノ制限ヲ犯シタルモノヽ限ニ之レナキヤ右疑義決シ難クニ付及御諮合候條至急明瞭ニ御回答致希望候也

東京警視本署第三課

明治十三年五月廿二日　一等警視補　上島明政

太政官法制部

股野權大書記官殿

回答

集會條例ノ儀ニ付本月廿二日附御諮問ノ趣二條共御見解ノ通ト思考ス此段及御回答候也

明治十三年五月廿六日　股野權大書記官

上島一等警視補殿